

別表第1（第2条）

行為の種別	協 定 対 象 の 範 囲
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	<p>1 建築物</p> <p>（1）高さ 13メートル （従前の建築物の高さが13メートルを超えるときは、従前の建築物の高さ以上）</p> <p>（2）床面積の合計 3,000平方メートル以上 （従前の建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるときは、従前の建築物の合計床面積以上）</p> <p>2 道路、用排水路その他これらに類するもの</p> <p>（1）幅員4メートル以上</p> <p>（2）幅員4メートル以下であって、切土及び盛土等行為により周辺地域の自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合</p>
宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更	1ヘクタール以上
鉱物の採掘、土石の採取	<p>1 1ヘクタール以上</p> <p>2 1ヘクタール以下であって、当該行為により周辺の自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合</p>
水面の埋立て又は干拓	1ヘクタール以上
河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	当該行為により地域の自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合
木竹の伐採又は損傷	〃
家畜の放牧	〃
雑草の除去	自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる大量の薬剤散布
その他の行為	自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合

別表第2（第4条）

区 分	定 義
自然環境保全のための措置等	<p>1 自然の改変の限度</p> <p>2 自然及び郷土記念物の保存 緑地、良好な樹木、野生動植物の生息地・繁殖地・生育地、郷土記念物（条例第15条に定める郷土記念物をいう。）等を保存するものとする。</p> <p>3 植生の回復及び緑地率 造成地等の緑化については、当該地域の植生、土壌等を勘案しながら樹木を主体に植栽し、周辺地域との調和を図るものとする。 緑地率（保存緑地及び植生回復地を含む。）は、他の法令、指導要綱等に規定のあるものについては、その緑地率以上とし、定めのないものについては、個々具体的に定めるものとする。</p>